

令和2年第3回臨時会

津別町議会会議録

令和2年第3回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和2年5月22日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年5月28日 午前10時00分

閉会日時 令和2年5月28日 午後0時08分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐藤久哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠原 眞稚子	○	○	6	渡邊 直樹	○	○
2	小林 教行	○	○	7	山内 彬	○	○
3	村田 政義	○	○	8	巴 光政	○	○
4	乃村 吉春	○	○	9	佐藤 久哉	○	○
5	高橋 剛	○	○	10	鹿中 順一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	自 5月28日 1日間 至 5月28日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	2	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度津別町一般会計補正予算 (第7号) について)	
6	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第6号) について)	
7	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号) について)	
8	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算 (第6号) について)	
9	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算 (第5号) について)	
10	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町一般会計補正予算 (第2号) について)	
11	議案	25	津別町税条例等の一部を改正する条例の 制定について	
12	〃	26	津別町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	27	津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	28	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	29	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	30	津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	31	津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	32	契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その1））	
19	〃	33	契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その2））	
20	〃	34	財産の取得について（缶選別圧縮機）	
21	〃	35	財産の取得について（小型スクールバス）	
22	〃	36	財産の処分について（町有林立木）	
23	〃	37	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより、令和 2 年第 3 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
3 番 村 田 政 義 君 4 番 乃 村 吉 春 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第2回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、地域おこし協力隊についてであります。4月1日、自然ガイド業務など観光振興に係る任務を中心とする吉井晴紀さんが、4月13日には移住定住サポートデスクを主な任務とする小塚翔子さんが、それぞれ着任されました。既に、吉井さんはNPO法人森のこだまにおいて、小塚さんは役場住民企画課企画係及びまちづくり会社において任務についており、今後の活動に期待をよせるところです。今後とも地域おこし協力隊の制度の活用とともに、隊員の永住に向けて支援してまいります。

次に、寄附についてであります。4月28日、株式会社 そうけん様よりマスク5,000枚、5月18日は小林ニットウェア株式会社様より布マスク300枚を新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと寄贈をいただいたところあります。ご厚志に深く

感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有効に活用させていただく所存であります。

次に、タクシー助成券実施を求める要望書の受理についてであります。5月13日、日本共産党津別支部より地域公共交通に係るタクシー助成券配布の実施を求める要望書とともに、299名の署名を受理いたしました。要望内容につきましては、今年度策定します「津別町地域公共交通網形成計画」において、課題の一つとなっておりますので、関係者が集まる活性化協議会の中で、目指すべき姿について議論をいただくこととなっております。

次に、ふるさと納税についてであります。令和元年度の寄附結果につきましては、2,242件、6,002万8,109円であり、前年度2,304件、4,832万円と比較し、件数は微減となりましたが、金額では1,200万円ほど上回りました。業務につきましては、昨年よりまちづくり会社に委託し、新聞広告やSNSを利用したPRに一定の効果が表れたものと思われまます。ご寄附をいただきました全国の皆さまに、改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、新型コロナウイルスへの対応についてであります。2月25日に対策本部を設置して以降、これまで14回の対策本部会議を開催し、感染拡大防止に向けた取り組みや町内店舗・企業等に対する支援策の検討を行い実施しているところです。

町内の小中学校につきましては、北海道及び北海道教育委員会からの要請を受け、臨時休業期間を5月31日までとしています。この間、小中学校では数回の登校日や分散登校日を設定し、児童、生徒の健康状態や家庭学習の状況等を確認しているところです。

また、社会教育施設につきましては、屋外施設は5月16日から、屋内施設は北海道の緊急事態宣言解除を受け、農業者トレーニングセンタートレーニングルーム等の一部を除き、休館日明けの5月26日から再開したところです。また、その他の公共施設につきましても、つべつ木材工芸館キノス等の一部を除き、同様の取り扱いとしているところです。

津別町独自の経済支援策及び感染症対策等につきましては、第1弾として融資に対する利子等の補給、森の健康館入浴券の無償化と回数券割引券の増額、福祉施設等へ

のマスク・消毒液の配布を実施したところです。

第2弾としましては、宿泊業、飲食業及び飲食料品小売業 32 事業者に対し一律 30 万円の給付、全町民に 1,500 円分のお買い物割引券の配布、小中校生の給食費半年間の免除と児童・生徒・教諭に使い捨てマスクの配布、飲食店及び理美容店に使い捨てマスクの配布を行ったところです。

今後、第3弾としましては、全町民に対しKニット津別工場で作成するマスクの配布、お買い物割引券の2回追加配布、製造業を営む事業者に対する応援支援金として固定資産税相当額の給付、売り上げが減少した事業者に対する雇用継続助成金の給付、児童手当受給者に給付金の支給、小中校生の子どもを持つ要保護・準要保護世帯に対し商品券の配布、つべつ和牛の消費拡大とPRのための町民還元販売、感染症対策用備蓄品として使い捨てマスク10万枚の購入、庁舎の感染症対策として窓口用アクリルパーテーションの購入、小中校生の学習対策として児童・生徒・教諭用タブレットの購入、教室用加湿空気清浄機の購入、各種事業感染症対策用としてサーモグラフィーカメラと非接触体温計の購入、医療用テント・防塵服等の購入、森の健康館指定管理者である株式会社アンビックスに対する支援金給付等を順次実施することとしています。

なお、これら経済支援策及び感染症対策等につきましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の申請を行っているところです。

国の支援策である1人10万円の特別定額給付金につきましては、5月7日に発送し、5月20日から順次振り込みを開始しており、5月27日現在、2,299世帯中2,064世帯、89.8%、4億1,720万円の振り込み手続きを完了しています。

今後とも定期的に対策本部会議を開催し、感染症拡大防止と経済対策等、効果的な対応を検討し実施してまいりたい所存であります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度津別町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決の内容につきましては、次のページの専決処分書をご覧くださいまして、処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

実際の内容といたしましては、各歳入の確定及びそれらに関する各事業費の精査を基本に歳出の精査を行い、財源調整により一般財源剰余金を基金への積み立てを行うことで補正予算を組み立て、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正内容につきましては、資料の事項別明細書で説明をいたしますが、単なる事業費の確定または収入額の確定による精査につきましては、主なものについてのみの説明とし、財源内訳のみの補正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ3,299万2,000円を追加し、予算の総額を70億1,804万7,000円とするものであります。

第2項及び第2条以下につきましては、後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書は、歳出から説明いたしますので27ページから28ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費の財政調整基金積立金は下段になり

ますが、一般財源剰余金 7,592 万 4,000 円を積み立てるための増額です。

その下、減債基金積立金は、一般財源剰余金 5,000 万円を積み立てるための増額です。

公共施設等整備基金積立金は 29 ページから 30 ページになります。特公賃住宅の住宅使用料と駐車場使用料は公共施設等整備基金に積み立てることとしており、精査により 22 万 1,000 円の増額と、基金利息で 8 万 9,000 円の増額、一般財源剰余金 5,000 万円を積み立てるもので、合わせて 5,031 万円の増額です。

次に、項 2 地域振興費の目 1 企画総務費ですが 35 ページから 36 ページをお開きください。地域振興基金積立金は民生費指定寄附金 100 万円の増額、基金利息で 6,000 円の減額と一般財源剰余金 5,000 万円を積み立てるもので、合わせて 5,099 万 4,000 円の増額です。ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税の積み立てで当初予算では寄附金を 8,000 万円と見込んでいたところですが、最終的には 6,028 万円の寄附をいただいたところでありましたが、見込みを下回ったことで基金への積立金で 998 万 7,000 円の減額です。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費で 47 ページから 48 ページをお開きください。社会保障事業基金積立金は地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分について額が確定したことにより 218 万 6,000 円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金は 929 万円の減額、介護保険事業特別会計繰出金も 171 万 6,000 円の減額です。

次に、51 ページから 52 ページをお開きください。下段の目 8 後期高齢者医療費は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で 16 万 7,000 円の減額です。

次に、59 ページから 60 ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費の目 3 環境衛生費において、下水道事業特別会計繰出金で 2,125 万 6,000 円の減額です。

次に、69 ページから 70 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費の森林環境譲与税基金積立金は、交付額の確定により 1,000 円の増額となります。

これ以降につきましては、すべて歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページにお戻りください。

歳入につきましては実績による補正となりますので、こちらも主なものについてご説明いたします。

まず款1町税は3,586万8,000円の増額です。そのうち項1町民税は、現年課税分で個人は1,645万5,000円の増額、法人は484万4,000円の減額です。項2固定資産税は、現年課税分で1,989万6,000円の増額です。項3軽自動車税は現年課税分で68万5,000円の減額です。項4町たばこ税は185万2,000円の減額、項5入湯税も28万円の減額です。

款2地方譲与税は684万8,000円の増額です。

5ページから6ページをお開きください。中段の款6地方消費税交付金については、241万5,000円の増額で、最終的に1億1万5,000円の交付となり、そのうち3,938万6,000円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業基金に積み立てをするもので、社会福祉や保健衛生などの社会保障施策の事業の財源とするものです。

款7自動車取得税交付金は347万1,000円の減額です。

款9地方交付税は3,174万4,000円の増額で7ページから8ページになりますが、すべて特別交付税になります。特別交付税の交付確定額は1億8,174万4,000円、前年比9%の減で、交付額では1,789万円の減となったところです。要因としましては、前年度増加分である緊急防災減災事業に要する経費で、地域防災計画ハザードマップ関連経費などが減となったものによるものです。

款11分担金及負担金は19万7,000円の減額で、項2負担金、目2衛生費負担金の生ごみ処理費負担金は、大空町から持ち込みをされる生ごみの広域処理費用の負担金で、実績減により19万8,000円の減額です。

款12使用料及手数料は、101万7,000円の減額で、項1使用料、目5土木使用料の住宅使用料で137万3,000円の増額によるものです。項2手数料は121万2,000円の減額で12ページになりますが、目2衛生手数料のし尿収集手数料などの減によるものです。

款13国庫支出金は535万3,000円の減額で、対象事業の事業費確定によるものが主になっております。

13 ページから 14 ページになります。款 14 道支出金につきましても対象事業の事業費確定によるものが主で、179 万 8,000 円の増額になります。

19 ページから 20 ページをお開きください。款 15 財産収入は 2,568 万 4,000 円の増額で、項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入で町有林の素材売り払いなどで 2,457 万 7,000 円の増額です。

款 16 寄附金は、1,837 万 2,000 円の減額で、目 2 総務費寄附金は、ふるさと納税分で 1,997 万 2,000 円の減額です。目 3 民生費寄附金は 2 件の指定寄附金で 160 万円の増額です。

款 17 繰入金の目 1 基金繰入金は、各対象事業費の精査で 4,009 万円の減額です。

21 ページから 22 ページをお開きください。款 19 諸収入は 142 万 2,000 円の減額です。項 4 受託事業収入は、国営農地再編換地推進業務などで 291 万 2,000 円の減額です。項 5 雑入、目 4 給食事業収入は、主に新型コロナウイルス拡大防止対策として実施された学校休業に伴う給食停止に伴う影響で 238 万 4,000 円の減額です。目 6 雑入は 23 ページから 24 ページになりますが、臨時的な雑収入合わせて 26 万 4,000 円の増額となります。

25 ページから 26 ページをお開きください。款 20 町債は 150 万円の減額で、目 1 総務債のレストハウス改修事業での減額となります。

款 21 自動車税環境性能割交付金は、令和元年 10 月の自動車の税制改正に伴い導入された新たな交付金になり、款を起こし 257 万 8,000 円増額するものです。

歳入の説明は以上となります。

条文のほうにお戻りください。第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものです。

補正総額につきましては、第 1 項の内容となるものです。

第 2 条の継続費補正は、3 ページほどめくっていただきまして、第 2 表、継続費補正のとおり令和元年の事業確定により総額、年割額の変更をするものになります。

補正条文になりますが第 3 条の地方債補正は、その下の第 3 表、地方債補正のとおりレストハウス改修事業において限度額を変更させていただくものとなります。

以上、内容の説明をさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 大きく二つの項目についてお聞きしたいと思います。1点目は34ページ、先ほど行政報告でもありました、ふるさと納税推進経費でございます。手数料の減額が、項目が三つほど載っていますが合計で334万7,000円ということで、当初予算の部分で言うと、この3点の合計は恐らく549万円であったかなと思います。執行額から考えまして、減額分がおおよそ当初予算の61%にあたる減というふうに私は見ているのですが、その部分がまず条件としてあるということ踏まえた上でお聞きしたいと思います。

この手数料がかかる以外の納税品というものが存在するのか。あるのか、ないのかをお聞きしたいと思います。あればどのぐらいの額であるのかもお聞きしたいと思います。

次に、この手数料の算出について、私が今言いましたけども当初予算から見てこの減額分を差し引いたところ、執行額が39%、つまり61%ほどが未執行ではないかなと思うのですが、この算出について予算が過大であったのではないかなと思うのですが、その部分についてご説明いただきたいと思います。

それを踏まえまして、ふるさと納税の委託会社との協議の中では、この金額の算出についてはどのような協議がなされたのか、この金額というものが委託会社からの提案をそのまま載せた形なのかをお聞きしたいと思います。

続きまして2点目です。40ページの移住・起業・空家利活用推進事業の減額分の1,369万5,000円の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） まず34ページの手数料の部分でございますが、基本的には町がそれぞれの会社に払う、ふるさとチョイスやヤフー公金、楽天のサイトに払う金額となっております。申し訳ありません。執行額がここまで減った分については手元に資料がないので答えることができませんが、基本的には町が支払う額という形になっておりまして、あと手数料以外の部分での寄附ということによろしかった

ですか？

わずかにあります。全部が全部これらのサイトを通じてではなく、直接まちづくり会社に申し込んで来られるというパターンも幾つかございますが、すみません、その辺の具体的な金額も今は押さえておりません。調べた上で回答いたします。

あと移住関連の負担金でございますけども、こちらは以前にも委員会で説明したかとは思いますが、リノベーションが続くような仕組みをつくるということで、そういう推進施設を立ち上げるところまでの計画があったのですが、現実的に事業者、やるべき方が見つからなかったというところもありまして、この段階でその費用を一切使っていない状態になってございます。

今後もしそういうリノベーションが続く仕組みは考えていかなければならないところですけども、いかんせん、なかなかお金につながる事業というのがなかなかできないものですから、今現在のところ、今年度はその仕組みを考えながら進めていくという形でしているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 34ページは資料がないということですが、ふるさと納税の申し込み決済サービスの部分は減額が20万円ですが予算額は70万円でした。ヤフー公金支払サービス利用料の部分は減額が44万3,000円でしたが、予算額は92万円。楽天ふるさと納税サイト申込サービス利用料は減額が288万4,000円ですが予算額は450万円でございます。つまり半分以上執行されていないと、総体的に考えて。その部分、お答えにはなかったと思いますが、委託会社との協議が、どのようにこの金額の策定に関わるのかお聞きしたいと思います。

その上で行政報告でありましたが、私もこの委託料から計算しまして納税額がおよそ6,000万円であったのであろうとは思っておりましたが、目標が8,000万円ですから達成が75%ということで、いわゆる達成されていない割合が25%という計算ができるのではないかなと思います。8,000万円の目標に対して、この手数料が算出されたのであれば、例えば25%の部分が目標額は算出されていませんから、手数料が約60%未執行ということは、大きな乖離があるのではないかなと。納税額に対しての手数料の

算出の仕方をしていないのではないかなと私は思って今質問をしているのですが、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

あと今、行政報告でもありました一定程度という評価がありましたが、商売の鉄則から言えば件数は下がっても納税額が上がったということで、一般的に民間で言えば評価されるべきではないかなと思いますが、この部分について今報告もありましたので、一定程度という評価はどのような評価なのかなという部分をお聞きしたいと思います。

あと、40 ページの移住・起業・空家等利活用促進事業の部分についてでございますが、予算では確か4,900万円ほどついていて、その減額の1,300万円ほどというものが今ちょっと具体的ではない部分ですが説明されたと思いますが、今年度、この以降において、この減額分が執行される予定なのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） ちょっと説明不足で申し訳ございません。まず手数料の件ですけれども、上からふるさとチョイス、ヤフー、楽天とございますけれども、楽天が非常に高い金額、手数料的にも高くはなるのですが、令和元年度から楽天を新たに納税サイトとして追加いたしました。想定ですと、楽天に寄附が結構集中するのかなというふうな想定もありましたが、結果的には従前どおりのふるさとチョイスさんが一番多くて、ヤフーが意外と伸びなかったというところで、寄附額の総体と執行率がどうしても、その辺でサイトによっては扱いの料金が違うものですから差異が生じるというふうなことになってございます。ちなみに、ふるさとチョイスさんのほうも令和2年度からは手数料が大分ぐっと上がりましたので、その辺にしましては今年度を踏まえまして、もう少し差異がなくなるような形になるのかなと思っています。

あと結果に対して一定の評価というところなんですけれども、基本的には件数は若干下がりましたが、いわゆる高額商品への寄附が増えたという分析をしております。一定の評価、いわゆる今まで町が行ってこなかった宣伝、PR、例えば寄附は12月が非常にぐんと来るのですけれども、そこを目がけて朝日新聞さんとか日経新聞などの、いわゆる富裕者層が見るようなところを目がけて広告を打ったことが後半伸びて、昨年

の結果になったのかなと考えております。まだ正式発表ではないのですが、速報としては管内の寄附情報という資料がありました。速報の中身は公表するわけにはいかないのですが、管内ではやはり落ちているところと、伸びているところが大体半々ぐらいの形で推移をしていますが、我々津別町の結果を見ると、ちょうど真ん中ぐらいのところにいます。どうしても上のほうの海沿いの海産物のある町というのは非常に強くなってございますので、そういう中から見てもかなり健闘したほうのかなというふうに分析はしております。当然、今年度も目標の 8,000 万円を目指して今奮闘しているところでございます。

40 ページの部分ですが、こちらは、もともと地方創生推進交付金の事業でして、リノベーション推進施設ということで、ちょっとうろ覚えですが 1,100 万円ぐらいだったと記憶しておりますが、その分を考えておりますが、それが全額未執行となっておりますので、交付金事業ですので、それは全部返還することになりますので、そちらに関しては、今年度で推進交付金の中での事業は終了ということになっておりますので、次年度以降は交付金のない中で、どんなふうにリノベーションを推進できる仕組みができるかということを考えて、なるべくならだれもが利用しやすい形を考えていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） 34 ページですが、割合的には多く見込んでいたところが少なかったとか、少ないと思っていたところが割かし多かったという話ではないかなと思うのですが、手数料の部分で言ってみれば、どの部分についても減額補正ということで、私が今聞いている部分は、この 8,000 万円という目標額に対して手数料が適切だったのかどうかということですから、楽天の部分が大きく減額になっている割合は当然見えるのですが、その部分についても減額なので、例えば幾つかの選択肢がある中で、それぞれが 8,000 万円いってもいいような予定の組み方をしているのか、それとも全体のバランスとして、割合を見て全体で 8,000 万円というような予定でこの手数料を組んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、まだはっきりと最後聞いている質問についてのお答えを私的にはいただけないかなと思うのですが、委託会社がこの事業計画を立てたときに、行政側と協議

をして、その協議の結果、この予算が決まると思うのですが、その部分について、この手数料の算出について行政側と委託会社との協議がなされたのか、この数字というものがそれに表れているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） たびたび申し訳ございません。議員がおっしゃるとおり、全サイトを合計すれば 8,000 万円分以上の手数料になることは間違えございませんけれども、当然、なかなか想定がしづらいところがございますので、先ほど申し上げましたとおり楽天のサイトは手数料的には一番高いのですけれども、ここに集中するだろうということで多くなっているというところがございます。

手数料総体金額ですけれども、こちらは細目でふるさとチョイス、ヤフー、楽天と分かれていますけれども、今年度の予算は手数料というところで一本化しているところですが、なるべく変な差異がないような形で進めていきたいということでございます。算出につきましては委託会社に相談というよりは、委託会社には手数料は何パーセントとか、これは幾らかという表がありますので、件数はあくまでもこちらのほうで想定しながらの予算組みというふうにしてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入においては道支出金等の額の確定によるもの、また歳出では、保険給付費等の確定を主なものとする補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正予算の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から3,491万2,000円を減額し、予算の総額を7億5,990万4,000円とするものです。

はじめに歳出のほうからご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。なお、このたびの専決補正は、主に道支出金等の歳入確定、さらに歳出では事業完了による保険給付費等の精査としておりますので、主なもののみ内容を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費は、総務一般事務経費の精査によりまして84万4,000円の減額です。

13ページ、14ページの款2保険給付費、目1療養費では、療養給付費の確定に伴うもので1,117万1,000円の減、15、16ページになりますが、目2の高額療養費では、1,946万2,000円の減額。17ページ、18ページになります。目4出産育児諸費では、出産育児一時金として10名分の予算でしたが5名分の支出となっております。その分の減額となります。目5葬祭諸費では、15件の実績によりまして15万円を減額するものでございます。

21 ページ、22 ページになります。款6 保健事業費、項1 の特定健康診査等事業費では、事業完了によりまして177 万5,000 円の減額、次ページの項2 保健事業費は、65 万4,000 円の減額で、各種検診助成事業の委託料で簡易脳・心血管ドック助成事業につきましては、52 名の受診者数となり事業完了によりまして6 万9,000 円の減額でございます。

款7 基金積立金は、保険給付費等交付金、普通交付金の確定に伴いまして、令和2 年度返還分の積み立てといたしまして、234 万7,000 万円の追加となっております。

続きまして歳入になります。3 ページ、4 ページをお開きください。款1 国民健康保険税につきましては、目1 一般分、目2 退職分それぞれの額の確定によりまして総体で99 万円の増額です。

下段の款2 道支出金は額の確定によりまして2,373 万9,000 円の減額です。

款4 繰入金は、項1 他会計繰入金、目1 一般繰入金として、5 ページになりますが節3 その他一般会計繰入金の事業精査によりまして929 万円の減額、内訳は人件費、事務費、出産費、財政安定化支援事業確定によります精査で204 万2,000 円の減、施策分の特定健診事業、健康づくり事業、健診助成事業で724 万8,000 円となります。項2 の基金繰入金は274 万4,000 円の減額としたものです。

款6 諸収入は、額の確定により項1 延滞金、加算金及過料で21 万6,000 円の減、項2 雑入で8 万7,000 円の増、総体で12 万9,000 円の減額となります。

それでは条文にお戻りいただきまして、第1 条第2 項にあります第1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入、歳出予算の内容を款、項の区分ごとに整理したもので、補正総額につきましては第1 項の内容となるものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に保険料繰入金、諸収入等の額の確定による補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

条文につきましては、条文第1条といたしまして歳入歳出予算の総額から、それぞれ75万6,000円を減額し、予算の総額を8,995万8,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明いたしますので5ページ、6ページをお開き願います。

款1 総務費の目1 一般管理費につきましては、総務一般事務経費で役務費及び委託料の精査によりまして56万1,000円の減額、次の項2 徴収費では、後期高齢者医療保険料徴収業務において事業費で事業の確定によりまして合計8万6,000円の減額です。

次に、款3諸支出金では、目1保険料還付金、次ページの目2の還付加算金について合わせて10万9,000円を減額するものです。

続きまして歳入となります。3ページ、4ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料では保険料額が確定し、目1の特別徴収保険料、目2普通徴収保険料全体で6万6,000円の減額となります。

款2の繰入金は、一般会計繰入金で事務費繰入金16万7,000円の減額。

款4諸収入では項1の受託事業収入、目1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の確定によりまして41万2,000円の減、次の項2延滞金、加算金及過料は1,000円の減額、項3償還金及還付加算金で10万9,000円の減、項4雑入は収入実績ゼロによりまして1,000円の減額であります。

それでは条文にお戻りいただきまして、第1条第2項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第1表に取りまとめているものでございます。補正総額につきましては第1項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決の理由といたしましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、繰入金などの額改定による補正であり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決補正を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,043万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億681万1,000円とするものでございます。

第2項は後ほどの説明といたします。

歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。このたびの専決補正につきましては、主に歳入につきましては額の確定、歳出では事業完了による精査となっております。

款1総務費は42万1,000円の減額。

款2保険給付費は、項1介護サービス等諸費では613万円の減額です。内訳につきましては、目1居宅介護サービス給付費で365万円の減額、9ページ、10ページになりますが目3福祉用具購入給付経費で75万9,000円の減額、目4居宅介護住宅改修給付費で42万円の減額、目5居宅介護サービス計画給付費では130万1,000円の減額でございます。項3その他諸費では4万2,000円の減額、11ページ、12ページをお開きください。項4高額介護サービス等費では136万1,000円の減額、項5高額医療合算介護サービス等費では64万5,000円の減額となっております。

款3地域支援事業費では、項1介護予防・生活支援サービス事業費では、目1サー

ビス事業費で 420 万 9,000 円の減額、目 2 介護予防ケアマネジメント事業費で 3 万 4,000 円の減額。次のページになりますが項 2 一般介護予防事業費では 121 万 5,000 円の減額となっております。項 3 包括的支援・任意事業費になりますが、181 万 7,000 円の減額。15 ページとなっておりますが目 2 権利擁護事業費では 12 万 2,000 円の減額、目 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で 17 万円の減額となっております。17、18 ページをお開きください。目 4 地域包括支援センター運営費では、13 万 3,000 円の減額、19 ページ、20 ページになりますが目 5 任意事業費では 122 万 1,000 円の減額、目 6 生活支援体制整備事業費で 3 万 6,000 円の減額となっております。

21 ページ、22 ページになりますが、目 8 在宅医療・介護連携推進事業、目 9 地域ケア会議推進事業でそれぞれ 2 万円の減額、項 4 その他諸費では 2 万 3,000 円の減額となっております。

款 4 基金積立金では、前年度の介護給付費の国庫負担金、地域支援事業等費の事業費等の補助金の超過受け入れ額を返還するための積み立てとなりますが、23 ページ、24 ページとなりまして 555 万円の増額補正となります。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金は 8 万 6,000 円を実績に伴い減額しております。

令和元年度の介護保険事業の実績につきましては、6 月開催の所管の常任委員会で報告させていただく予定でございます。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 保険料は、額確定による 29 万 6,000 円の減額。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は 25 万 6,000 円の増額。項 2 国庫補助金は 284 万 3,000 円の増額。

款 3 支払基金交付金、項 1、目 1 介護給付費交付金は 422 万 8,000 円の減額。目 2 地域支援事業交付金は 54 万円の減額。

款 4 道支出金、項 1、目 1 介護給付費負担金は 293 万 7,000 円の減額。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は 104 万 4,000 円の減額。目 2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は 71 万円の減、目 3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については 35 万 8,000 円

の減額です。5 ページ、6 ページをお開きください。項 2、目 1 基金繰入金は保険料の不足分、還付、前年度の保険料の償還金、負担金の不足分として調整いたしまして 403 万 1,000 円の減額。

款 8 諸収入は、項 2、目 2 雑入で介護報酬の返還、処遇改善加算誤りによる給付費の返還、高額介護サービス費の返還により 21 万 7,000 円の増額補正をするものです。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、承認第6号について説明させていただきます。

こちらにつきましてはは分担金、使用料及び繰入金等の額の確定による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日をもって専決処分を行いました。

同条3項の規定により承認を求めるものであります。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ2,008万5,000円を減額し、予算総額を3億4,861万9,000円とするものです。

補正内容につきまして、歳出の主なものを説明させていただきます。5ページ、6ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、財源内訳のみの補正です。

款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費については、管渠管理経費の節15工事請負費、公共汚水柵設置工事で253万円の減額、マンホール内ポンプ管理経費の節11需用費中、修繕費において133万円の減額など558万円の減額を行いました。7ページ、8ページになります。目2処理場管理費につきましても、節11需用費中、修繕料で460万円の減額などにより719万円の減額。

款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費については、節12役務費、手数料で280万円の減額等で620万円の減額。項2個別排水整備費、目1個別排水整備費については、工事請負費で100万2,000円の減額などにより111万5,000円の減額を行いました。

3 ページ、4 ページをお開きください。歳入につきましては款 2 使用料及手数料、項 1 使用料、目 1 下水道等使用料の現年分で 107 万 7,000 円の増額等の精査確定により歳入歳出の精査をした結果、款 4 繰入金の一般会計繰入金を 2,125 万 6,000 円減額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものを、それぞれ款、項の区分に整理したものであります。

以上、説明させていただきました専決補正の議案につきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案につて質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて、令和 2 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第 7 号 専決処分

の承認を求めることについてご説明いたします。

本件は、4月28日に開催の全員協議会において協議させていただいたもので、専決の理由につきましては次ページの専決処分書のとおり、新型コロナウイルス対策における特別定額給付金給付事業、子育て世帯の臨時特別給付金事業等の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただいております。

町民の皆さまへの給付金支給等を早急に進めるため、5月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものです。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ4億8,370万2,000円を追加し、予算の総額を96億5,041万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。資料の事項別明細書は歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。款2総務費、項2地域振興費、目2企画開発費の森の健康館管理業務は、町民の皆さまの健康増進と森の健康館の入館者増加に資する目的で例年実施している半額助成の町民入浴優待を無料化する経費と、回数券の助成率を引き上げる経費の補正になり205万5,000円の増額となります。目3企画振興費の特別定額給付金給付事業は、8ページまでわたりますが、国が行う新型コロナウイルス感染症対策で、国民1人10万円ずつ定額給付する事業の事業費と給付金で4,548人分を見込み、総額4億6,000万円の増額となるものであります。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付金事業は10ページまでわたりますが、国が行う新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給している世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給する事業の事務費と給付金で、400人への支給を見込み総額434万7,000円の増額となります。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の商工振興補助費等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内消費を下支えするため、お買い物割引券を発行し、町民1人当たり600円使用ごとに300円の割引になる割引券を5枚配布する事

業と、影響が大きい飲食業、飲食料品小売業と宿泊事業者、32 事業者に1 事業所当たり 30 万円を給付する事業で、総額 1,730 万円の増額となります。

次に歳入の説明をいたしますので3 ページから4 ページにお戻りください。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金の特別定額給付金で事業費の 10 分の 10、全額補助の 4 億 6,000 万円の増額、目 2 民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金も事業費の 10 分の 10、全額補助の 434 万 7,000 円の増額です。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金の財政調整基金繰入金で 1,935 万 5,000 円の増額です。

それでは補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、第 1 表につきまして、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款、項の区分ごとに整理したもので、補正総額につきましては第 1 項の内容となるものでございます。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 25 号 津別町税条例等の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました議案第 25 号について説明させていただきます。

説明資料 1 ページをご覧ください。

令和 2 年度の税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令などの施行に伴い、津別町税条例等の一部を改正するものです。

改正の概要として資料の 1 ページから 7 ページに、条例ごとに改正の内容を一覧表にしましたが、改正内容が多岐にわたりますので、1 ページ、2 として四つのポイントについてのみ簡単に説明させていただきます。(1) は固定資産税について、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有しているもの、相続人等の申告の制度化です。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者等に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができるものです。また、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し固定資産税を課すことができるものです。

(2) として、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等で、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親との不公平を同時に解消するため、次の措置を講ずることとなりました。一つは、婚姻歴の有無や性別に関わらず生計を同じにする子を有する単身者について、同一の控除を適用します。また、個人住民税の人的非課税措置の見直しとして、現行の寡婦（寡夫）、児童扶養手当を受給している 18 歳以下の児童の父または母に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とするものです。

(3) たばこ税の見直しについては、紙巻きたばこに類似した軽量の葉巻たばこ 1

本に換算するもので、たばこ税の引き上げスケジュールにあわせて一定の経過措置を講じ最低税率を令和2年10月、令和3年10月の2段階で引き上げるものです。

(4) としていますが、昨年の税条例の改正では対応しきれていなかった平成から令和への改元について、このたびの改正にあわせて多くの箇所を平成から令和としました。

施行日について、施行日の記載がない条文は原則として公布の日から施行し、令和2年7月1日からの適用となります。

8ページからの新旧対照表をご覧ください。改正条文の条ごとに新旧対照表を制作していますが、簡単に説明させていただきます。

まず1条分の改正ですが、8ページの第24条から11ページ上段の第48条第2項まで町民税について法律改正にあわせるものです。11ページ中段の54条から14ページ中段第75条の固定資産税について、現に所有している者、相続人等の申告の制度化、使用者を所有者とみなすことができる規定など制度の拡大によるものです。14ページ下段、第94条第2項から16ページ上段の第98条は、たばこ税についてとなります。16ページの附則第3条の2から37ページについては法律改正にあわせて改正するもので、その多くは平成から令和への改元の対応となっております。

38ページからの第2条分では、41ページ下段の第48条から46ページ上段の第17項まで法人の町民税の申告納付について、項ずれに伴うものです。46ページ下段、第50条第2項から47ページまでの第4項と、48ページの第52条第4項から第6項は、連結納税の廃止に伴う規定の整理や削除になります。49ページ中段の第94条第2項は、令和3年10月1日からの軽量の葉巻たばこの見直しとなっております。

50ページから53ページまでの第3条分については、多くは平成から令和への改元の対応となっております。

続きまして議案の条文をご覧ください。改正条文につきましては新旧対照表の内容について条文化したものです。条文の説明は省略させていただきますが、この条文の後ろから3枚目、表面の下段にあります改正附則について説明いたします。第1条、施行期日につきましては公布日としておりますが、法律施行が4月1日でありますから空白期間を埋めるため令和2年4月1日からの適用となるものです。ただし第1号

から第5号については、それぞれ各号に定める日からの施行となります。

続いて第2条は延滞金に対する経過措置、第3条から4条は町民税に関する経過措置、5条は固定資産税に関する経過措置、第6条から第7条はたばこ税についてであります。第8条から12条は平成から令和への改元となっております。

ここまでが今回の改正内容の説明となります。なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の対応については、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことから、関連する部分については6月定例議会で提案させていただきたく現在準備を進めております。よろしく申し上げます。

以上、長くなりましたが改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第26号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第26号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第 26 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料の 54 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、これまで所得割・資産割・平等割・均等割の 4 方式による賦課方式から、資産割を廃止し 3 方式にしたこと及び北海道から示された市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」をもとに、軽減対策を講じた上で保険税率の改定を行うためでございます。

内容といたしましては、所得割の税率、均等割額及び平等割額の改定でございます。

資料、飛びまして 60 ページをお開きください。平成 30 年度から北海道から示される国民健康保険事業費納付金等や標準保険料率などを参考に、各市町村で税率を決定することになります。今年度より北海道が示す 3 方式にすることにあわせまして改定を行うものでございます。

最初の表が北海道から示された令和 2 年度の国保事業費納付金の額でございます。この額 2 億 5,010 万 335 円というものが北海道から示された額になります。この額をもとに道交付金等の控除対象経費を除いた額が保険料賦課総額と示され、これを国保税で徴収し賄うこととしております。

北海道から示されました賦課額を医療分、後期高齢者支援金分、介護分賦課総額それぞれに所得割、均等割、平等割がどれだけ占めているかを按分したものが次の下の表になります。一番下の合計一覧にありますように応能割が 57.99%、応益割が 42.01%となっております。将来的には 50%、50%という考え方があるのですが、徐々にそういう率に近づけていく形になると思います。61 ページをご覧ください。その額から算定した結果、令和 2 年度は医療分の所得割を 6.3%、均等割を 2 万 7,900 円、平等割を 1 万 8,900 円とし、後期支援金分はその下の欄 2.6%、9,400 円、6,400 円、介護分は 1.6%で 8,600 円と 4,400 円と計算してなっております。所得割の端数を切り捨てたり均等割、平等割の端数を切り上げとしておりますので、ここに応能応益割と数字を出しておりますが、前のページの金額とその数字は端数が違っていることで、ちょっと違っております。

また、昨年と比較しますと応益分の均等割、平等割ですが、被保険者1人当たりの均等割分が家族数に応じて国保制度の応益が大きいということで、均等割の額が増となり、1世帯当たりの平等割は減額となっております。

中段は昨年度の状況を記載し、下段につきましては令和2年度の保険税の平均額を昨年度と比較するものを載せております。1人当たりの賦課額は13万5,831円で、昨年と比較しますと2,886円、2.17%の増額、一方で1世帯当たりの賦課額は22万6,246円で、昨年と比較し1,368円、0.6%の減となります。今年度からこの考え方により税率を定めていくものでございます。

資料の54ページの新旧対照表に戻っていただきます。先ほど説明した内容によりまして所得割額、均等割額、平等割額を改定するものでございます。55ページの第5条の2、第2項の特定世帯については、国保税の平等割の2分の1の軽減であることから9,450円とし、第3号の特定継続世帯は平等割の4分の1を軽減していることから1万4,175円に改定するものです。

第23条の国保税の減額につきましては、改定しました額に基づき7割軽減、5割軽減、2割軽減したものとしております。また国保税の改正関係につきましては、今日14日に開催されました国保運営協議会にお諮りしておりまして、了承する旨の答申をいただいていることを申し添えます。

議案に戻っていただきたいと思っております。ただいまご説明した内容を改正条文としたものでございます。施行附則ですが、第1項の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国保税の規定は令和2年4月1日から適用するとし、第2項の適用区分で改正後の新条例の規定は令和2年度以降の年度分の国保税について適用し、令和元年度分までの国保税につきましては、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、津別町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 27 号 津別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 27 号について説明申し上げます。

説明資料 62 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容につきましては、法律の題名が変わったこと及び条、号にずれが生じたことから第 6 条第 2 項で所要の改正をしようとするものです。

議案書に戻っていただきたいと思います。ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第 27 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますよ

うよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 28 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 28 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 63 ページをお開きください。条例改正の理由につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴う条例の一部改正でございます。

改正内容は、令和元年 10 月以降の消費税率 10%引き上げによりまして、段階的な保険料軽減強化を実施してございましたけれども、消費税の引き上げの満年度化に伴いまして、国の定める保険料基準額に対する軽減割合と同じ割合で津別町におきましても

軽減の完全実施を行う改正でございます。

64 ページをご覧ください。改正条文につきましては新旧対照表でご説明を申し上げます。

第2条第6項で第1段階を1万6,000円、7項で第2段階を2万6,600円、第3段階を第8項で3万7,200円に改正を行うものでございます。

議案の条文をご覧ください。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものでございます。

附則につきましては、第1項施行期日といたしまして、この条文は公布の日から施行し、この条例による改正後の津別町介護保険条例の規定は令和2年4月1日から適用することとし、第2項の適用区分で新条例の規定は令和2年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度までの介護保険料については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 29 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第 29 号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料 65 ページをご覧ください。

なお、先の産業福祉常任委員会で説明資料として付けさせていただきました資料から、1 項が修正となりましたので、改めまして今回の資料で説明させていただきたいと思えます。

また、修正なのですが 66 ページの第 7 項中に「附則第 6 項の規定」とありますが、「附則第 5 項」の誤りですので修正をお願いいたします。

申し訳ございません。

このたびの条例改正の理由につきましては、今年 3 月に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として新型コロナウイルスに感染することなどした国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給を行うことについて、国より各保険者に対し要請がなされました。そこで傷病手当金の支給ができるよう、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるための改正で、内容は感染したこと、または感染が疑われる症状が現れることにより仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合に傷病手当金を支給するものでございます。

新旧対照表の附則第 3 項の後に 6 項を加え、傷病手当金の支給に関することを加えるものでございます。

第 4 項から第 6 項までは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金につきまして記載し、第 7 項からは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整について定めるものでございます。

議案のほうに戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました内容を改正条文

としたものでございます。

施行附則ですが第1項施行期日として、この条例は、公布の日から施行し、第2項の適用区分で附則第4項から第9項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するとするものでございます。

以上、改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第30号 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第30号の内容の

説明を申し上げます。

説明資料によりご説明しますので、資料の 68 ページをご覧ください。このたびの条例の改正の理由につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が支給する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の申請を受け付けるための改正であり、内容は町において行う事務に、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付ける規定の追加でございます。

新旧対照表の第 2 条、第 7 項の次に追加するものであります。

議案に戻っていただきたいと思っております。ただいまご説明しました内容を改正条文としたものでございます。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、改正条文につきまして説明いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 31 号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 31 号について説明させていただきます。

説明資料の 69 ページをご覧ください。今回の改正理由は、昨年度に津別町特定環境保全公共下水道事業計画の変更を行ったことによるものです。当計画は下水道法の規定に基づき、事業を行うにあたって必須であることから策定しておりますが、計画期間が令和 2 年 3 月 31 日までとなっていたことから、これを 5 年間延伸し令和 7 年 3 月 31 日までといたしました。したがって、今後 5 年間の人口の変動を勘案し、今回、計画人口を変更する必要性がありましたことから、津別町下水道条例に定める計画人口もこれにあわせて第 3 条の表中において 3,930 人から 3,200 人に改正させていただくものです。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただいた内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行とさせていただきます。

以上、議案第 31 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 32 号 契約の締結について、上里地区導水管更新工事（その 1）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 32 号について説明させていただきます。

上里地区導水管更新工事（その 1）の請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、上里地区導水管更新工事（その 1）。工事の場所、津別町字上里。契約の方法、指名競争入札。契約金額 9,509 万 5,000 円（うち消費税及び地方消費税額 864 万 5,000 円）。契約の相手先を網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を結ぼうとするものでございます。

資料 70 ページの上段をご覧ください。工事概要は、耐震性ダクタイル鋳鉄管 250 ミリを 1,533 メートル布設するものでございます。

資料 71 ページをご覧ください。本年度は 3 年計画で行っていた導水管更新工事の最終年度となります。当該契約に係る施工箇所は赤い文字で令和 2 年度（その 1）となっている箇所にあたります。

以上、議案第 32 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、議案第33号 契約の締結について、上里地区導水管更新工事(その2)を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(斉藤尚幸君) ただいま上程となりました、議案第33号について説明させていただきます。

上里地区導水管更新工事(その2)の請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、上里地区導水管更新工事(その2)。工事の場所、津別町字上里。契約の方法、指名競争入札。契約金額9,564万5,000円(うち消費税及び地方消費税額869万5,000円)。契約の相手先を網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社 代表取締役 中村光一として契約を結ぼうとするものでございます。

資料70 ページ下段をご覧ください。工事概要は、耐震性ダクタイル鋳鉄管250ミリを延長で1,148メートル布設し、橋梁添架を1カ所するものでございます。

資料71 ページをご覧ください。当該契約に係る施工箇所は、青い文字で令和2年度

(その2) となっている箇所にあたります。

以上、議案第33号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、議案第34号 財産の取得について、缶選別圧縮機を議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第34号について説明申し上げます。

本件は、リサイクルセンターに設置している缶選別圧縮機の更新によるもので、資源物として集められた空き缶をこの機械に投入すると、アルミ缶とスチール缶に選別され、それぞれ圧縮し、固まりベールにして輸送と保管効率を高めるもので、現在の機械はリサイクルセンターが稼働を始めた平成11年に設置されたもので21年が経過

しております。これまで修繕を繰り返しながら対応をしてきましたが、古くなり故障の対応に支障がでることなどから更新するもので、現行と同じ処理能力のものを選定いたしました。

1 取得する財産の名称等は、缶選別圧縮機 1 台。2 納入場所は、津別町字共和 484 番地、リサイクルセンターです。3 契約の方法については、4 社による指名競争入札です。入札は 5 月 14 日に行い、同日に仮契約を締結しております。4 取得金額は 869 万円。5 取得の相手先は、札幌市北区北 25 条西 17 丁目 6-11、株式会社日本エイ・アイ・ティ 代表取締役 関昌明であります。なお、この機械の納入、設置完了は 12 月 21 日の予定です。

以上、議案第 34 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 34 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 35 号 財産の取得について、小型スクールバスを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 35 号について説明させていただきます。

本件は、小型スクールバスの取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料の 72 ページをご覧ください。取得する財産は品名、小型スクールバス、社名トヨタコースター、型式 2 K G - X Z B 7 0 - Z R T E H、乗車定員 29 人、総排気量 4, 009 cc、6 速オートマチックを 1 台です。

契約の方法は指名競争入札。取得金額は 834 万 7, 900 円（うち消費税及び地方消費税額は 75 万 8, 900 円）。契約の相手先を美幌町字美芳 18 番地 2、旭川トヨタ自動車株式会社美幌店、店長 田中和男として契約を結ぼうとするものでございます。

以上、議案第 35 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 36 号 財産の処分について、町有林立木を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 36 号についてご説明申し上げます。

本件は、町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上ですので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回、売却した財産は町有林の立木で、内容は次ページに記載のとおりカラマツ立木 2,233.994 立方メートル、トドマツ立木 8.386 立方メートル、トウヒ立木 13.446 立方メートル、雑木立木 129.753 立方メートル、総計 2,385.579 立方メートルになります。

議案にお戻りください。契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業 12 社を指名、うち 2 社辞退により 10 社で 5 月 22 日に執行、売却金額 1,023 万円（うち消費税及び地方消費税額 93 万円）で、網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉木材株式会社が落札し、本案件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 37 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 37 号についてご説明いたします。

議案裏面の別紙、総合整備計画書より説明いたしますので裏面をご覧ください。

この計画につきましては、農地耕作条件改善事業として実施する相生地区 1 号明渠更新につきまして、財源として辺地対策事業債を予定するために議会の議決をいただきまして策定し、国に提出しようとするものであります。

辺地対策事業債は元利償還金の 80%に相当する額が地方交付税措置されるものであります。

計画書の内容についてですが、今回計画を策定する地区としては相生辺地です。辺地の人口は 98 人で対象要件としては辺地の中心から 5 平方キロメートル以内の人口が 50 人以上となっております。1 の辺地の概要（3）辺地度点数ですが 279 点で、これは辺地の中心から最寄りのバス停や学校、役場、郵便局などの公共機関までの距離等で点数化したもので、対象となる要件としては 100 以上となっております。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情は記載のとおりであります。本事業につきましては、令和 2 年度当初予算に計上されている事業となっております。

3 の計画期間につきましては、事業としましては令和 3 年度で終了予定となっておりますけれども、一つの計画期間が 5 年となっておりますので令和 2 年度から令和 6

年度までの5年間といたしております。

整備計画の内容としまして、事業費 5,624 万円のうち 2,530 万円を辺地対策事業債で財源調達を予定するものになっております。

表の議案にお戻りください。この計画につきましては、北海道との事前協議が整いましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時 5分

再開 午後 0時 8分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで令和2年第3回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 0時 8分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員